

議 題

本県における PCR 検査の拡充について

4月15日付け国事務連絡等を受けて、行政検査を実施する機関として、「地区医師会等が設置する帰国者・接触者外来」に対して、県がその運営について委託し、PCR検査を拡充していく件について

これまでの対応

PCR検査は、県衛生研究所、県保健所、3市保健所、PCR検査可能な医療機関（2カ所）で実施（検査可能検体数672件/日）

今後の対応

新型コロナウイルス感染症が拡大している地域においては、既存の「帰国者・接触者センター（保健所）」及び「帰国者・接触者外来(病院)」等における業務が増加していることを踏まえ、更なる検査体制の確立が必要である。

国からは、これまでの枠組みに加え、行政検査を集中的に実施する機関として、「郡市医師会等が設置する帰国者・接触者外来」に対して、都道府県が、その運営について委託ができることが示された。

この枠組みを活用し、郡市医師会等が運営する帰国者・接触者外来（地域外来・検査センター）と委託契約を行い、PCR検査の体制を強化していく。

新たな検査の流れ

別紙参照

変更日

令和2年4月24日

都道府県等のPCR検査機能を地域の医師会等に委託するスキームについて

- 感染者の拡大が続いている地域においては、帰国者・接触者相談センターの業務が増加しており、PCR検査を必要とする患者に適切に検査を実施する体制を早急に整える必要がある。
- 地域の実情に応じて、行政と医師会等の関係団体と十分協議のうえ、地域の医師会等が運営する帰国者・接触者外来（地域外来・検査センター）を設け、PCR検査体制を増強する。
- 委託費の2分の1は国が負担。

